

印西市犯罪被害者等支援条例（案）の修正について

ご審議いただく条例案でございます。詳細については、第2回協議会においてご説明いたしますが、前回の条例案を修正した点は、以下のとおりです。

1 条文の順番を入れ替えました。

第6条以降の具体的な施策について、①相談及び情報の提供等、②見舞金の支給、③転居費用の助成、④市民等の理解の推進、⑤民間支援団体等への支援の順でしたが、①、④、⑤、②、③に入れ替えました。お金に関する支援策を後ろに移して整理しました。

2 目的の冒頭の書き出しを変更しました。

前回の条例案の目的の中で「自らの責めに帰すべき事情…障害が残った市民（以下、「犯罪被害者等」という。）への支援」を「市における犯罪被害者等の支援」に変更しました。

3 用語の意義を増やしました。

4 「市民の責務」の中に事業者を加えました。

犯罪等による精神的な被害や刑事手続きによる負担について事業者の理解が得られないと、雇用関係を維持することが困難になることから加えました。

5 民間支援団体を広く捉える文言を加えました。

「その他の犯罪被害者等の支援に関するもの」を加えて、今後活動を始める団体に限らず個人の活動にも広く働き掛け、情報提供や支援を行います。

以上